



徴収猶予申請書 (特例制度)



(宛先) 松山市長

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等						
申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()			申請年月日	令和 年 月 日
	氏名称	印			職業種	
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	通知書番号
			・ ・	円		
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
合計			①	②		
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少			
税理士署名押印	印			電話番号		
				<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有	

2 猶予額の計算

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率
	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円	
収入							$1 - (\textcircled{3} \div \textcircled{6})$ $1 - (\textcircled{4} \div \textcircled{7})$ $1 - (\textcircled{5} \div \textcircled{8})$ のうち最大のものを記載
小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	%
支出							支出平均額 $(\textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \div \text{記入月数}$
小計	⑨	⑩	⑪				⑫ 円

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	円	
			=	当面の支出見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税	円	-	(⑮) 納付可能金額	円	=	猶予額	円
-----------------	---	---	------------	---	---	-----	---

この申請の審査結果については、後日文書でお知らせします。